

# 川崎市公報

毎月2回10日・25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 光和サービス㈱

購読料(前納)  
1年 10,800円  
1箇月 900円

## 目 次

### 条 例

- ◇川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例(第46号) ..... 2576
- ◇川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(第47号) ..... 2576
- ◇川崎市職員定数条例の一部を改正する条例(第48号) ..... 2578
- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(第49号) ..... 2578
- ◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(第50号) ..... 2579
- ◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第51号) ..... 2579
- ◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例(第52号) ..... 2579
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第53号) ..... 2584
- ◇川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(第54号) ..... 2585
- ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(第55号) ..... 2585
- ◇川崎市地区まちづくり育成条例(第56号) ..... 2587
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第57号) ..... 2590
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第58号) ..... 2590
- ◇川崎市下水道条例の一部を改正する条例(第59号) ..... 2591
- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正す

- る条例(第60号) ..... 2592
- ◇川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第61号) ..... 2593
- ◇川崎市水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例(第62号) ..... 2594
- ◇川崎市水道条例の一部を改正する条例(第63号) ..... 2594
- ◇川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例(第64号) ..... 2599
- ◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(第65号) ..... 2602
- ◇川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(第66号) ..... 2602
- 規 則**
- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第86号) ..... 2603
- ◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第87号) ..... 2603
- ◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(第88号) ..... 2603
- ◇川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則(第89号) ..... 2605
- ◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則(第90号) ..... 2605
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第91号) ..... 2619
- ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則(第92号) ..... 2623
- ◇川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則(第93号) ..... 2624
- ◇川崎市契約規則の一部を改正する規則(第94号) ..... 2624
- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第95号) ..... 2624

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定による公告を行った開発事業及び工事に着手した開発事業については、第17条の規定は、適用しない。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第53号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「自動車公害の防止」を「自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減」に改め、「温暖化物質の排出抑制」の次に「に関する指針」を加える。

第30条第1項及び第31条第1項中「第123条」を「第121条」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減

第10章第1節の節名を次のように改める。

第1節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責務

第98条中「公害を防止する」を「公害の防止及び環境への負荷の低減を図る」に改める。

第99条に次の2項を加える。

2 荷主は、自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）を市内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境への配慮のため必要な事項として規則で定める項目（以下「環境配慮行動項目」という。）の実施を要請する旨を記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「環境配慮行動要請票」という。）を提供し、当該環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に規則で定める自動車（以下「対象自動車」という。）が使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 荷主が委託した貨物運送事業者等（規則で定める事業者等をいう。以下同じ。）

(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

3 荷受人は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、

環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 荷受人が委託した貨物運送事業者等

(2) 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

第99条の次に次の2条を加える。

（指定荷主及び指定荷受人の責務）

第99条の2 前条第2項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷主（以下「指定荷主」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等

(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

2 前条第3項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷受人（以下「指定荷受人」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等

(2) 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

3 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は前項の規定による提供に係る環境配慮行動要請票（書面の場合は、その写し）を、規則で定める期間、保存しなければならない。

4 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

5 前項の規定は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第10条第1項の規定により、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況の報告を行った指定荷主又は指定荷受人については、適用しない。

（指定荷主及び指定荷受人への勧告等）

第99条の3 市長は、指定荷主又は指定荷受人が、正当な理由がなく前条第1項若しくは第2項の規定による

提供をせず、若しくは要請をせず、同条第3項の規定による保存をせず、又は同条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第1項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第12章第1節を次のように改める。

第1節 温暖化物質の排出抑制に関する指針  
(温暖化物質の排出抑制に関する指針)

第121条 市長は、事業者が行う温暖化物質の排出の抑制に係る取組を支援するため、温暖化物質の排出抑制に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第122条及び第123条 削除

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月24日

川崎市長 阿部 孝夫

#### 川崎市条例第54号

川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

川崎市看護師等修学資金貸与条例(昭和49年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「川崎市立病院(以下「市立病院」という。)

又は市内の民間」を「市内」に改める。  
第2条第1号中「医療施設」を「市内の医療施設」に改め、「診療所」の次に「であって、本市の区域内に開設されたもの(本市が開設する診療所を除く。)」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「第21条及び」を「第21条に規定する大学、学校及び看護師養成所並びに法」に改め、「学校及び」の次に「准看護師」を加え、同号を同条第2号とする。

第3条中「市立病院又は民間」を「市内」に改め、同条第1号中「文部大臣が指定した」の次に「大学、同条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した」を加え、「同条第2号」を「同条第3号」に改める。

第5条中「次に定める区分に基づき」を「毎年度予算の範囲内において」に改め、同条各号を削る。

第7条第1号中「学校」を「大学、学校」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第11条第1項を次のように改める。

市長は、第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者(以下「披貸与者」という。)

が、養成施設を卒業した日から1月以内に市内の医療施設に勤務し、修学資金の貸与を受けた期間看護業務に従事したときは、当該修学資金の返還債務を免除する。

第12条中「第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金の貸与を受けた者(以下「披貸与者」という。)」を「披貸与者」に改める。

第13条第1項第1号を削り、同項第2号中「第2号から第5号までの規定」を「各号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第5条第1号の区分により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金の貸与を受けた者」にあっては市立病院に、同条第2号の区分により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金の貸与を受けた者」にあっては民間」を「市内」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前号に規定する看護業務に従事し、かつ、」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「看護業務」を「市内の医療施設における看護業務」に改め、同号を同項第4号とする。

第14条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第5条第1号の区分により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金の貸与を受けた者」にあっては市立病院に、同条第2号の区分により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金の貸与を受けた者」にあっては民間」を「市内」に改め、同条第2号中「学校」を「大学、学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定により看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者であって、旧条例第13条各号のいずれにも該当していないものは、改正後の条例(以下「新条例」という。)第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者とみなして、新条例の規定を適用する。

川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月24日

川崎市長 阿部 孝夫

#### 川崎市条例第55号

川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条